**議　　事　　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 第６回羽村市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画審議会 |
| 開催日時 | 平成29年11月30日（木）　午後７時〜９時 |
| 開催場所 | 羽村市役所４階　特別会議室 |
| 出席者（委員）氏名 | 栗原悦男、横内正利、林田香子、井上　保、杉浦康枝、浅野光男、武藤征夫、指田幸三、鈴木雄生、大平真美、渡辺祐治、榎戸文男、雨倉千代美 |
| 欠席者（委員）氏名 | 栗田　肇 |
| 事務局 | 高齢福祉介護課長、高齢福祉係長、介護保険係長、介護認定係長、  地域包括支援センター係長、高齢福祉係主任、高齢福祉係主事 |
| その他の出席者 | 守屋（ジャパン総研） |
| 議事 | １　開会  ２　議事  　（1）答申案について  （2）その他 |
| 傍聴者 | なし |
| 会議資料 | 《事前配布資料》  ・羽村市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画（各論Ⅱ等）  《当日配布資料》  ・次第  ・第４回羽村市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画審議会議事録  ・第５回羽村市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画審議会議事録  ・公営住宅について  ・介護保険料基準額　試算 |

**議　　事　　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 発言者 | 議題・発言内容及び決定事項 |
| 事務局  会長  事務局  会長  事務局  会長  委員  会長  事務局  委員  事務局  委員  事務局  会長  委員  事務局  委員  会長  委員  事務局  会長  委員  会長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  会長  委員  会長  事務局  ジャパン総研  会長  委員  会長  事務局  会長  委員  事務局  会長  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  会長  委員  会長  事務局  会長  委員  事務局  委員  会長  会長  委員  事務局  委員  事務局  会長  委員  会長  事務局  会長  事務局  会長  事務局  会長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  会長  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  会長  委員  会長  事務局  委員  会長  事務局  会長 | 定刻となりましたので、只今より第６回羽村市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画審議会を開催させて頂きます。  それでは、次第２　議事に入らせて頂きます。ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。宜しくお願い致します。  だいぶ計画の中身も詰まってきましたが、皆様の活発なご議論をお願いしたいと思います。  傍聴の希望者はいらっしゃいますか。  いらっしゃいません。  傍聴希望者がなしとのことですので、議事を進めていきます。議事に入る前に、議事（１）を事務局から説明お願い致します。  （説明）  各論Ⅰについて、ご説明頂きました内容について皆様のご質問・ご意見をお願い致します。  10ページの図表４の考え方ですが、上の図表３の37年の予想値を見ると、高齢化率が27.7％となっています。下を見ると25％と読めますが、この違いは何でしょうか。  37年度の後期高齢者の数からすると、全体の中でかなり後期高齢者の率が高いと思います。下の表を見ると、後期高齢者が低くなるというのは理屈上分かりません。  タイトルですが、後期高齢者のリスクが問題で作っていると思うので、このタイトルで良いのかという感じがします。  事務局ご説明をお願いします。  10ページの図表４の高齢化率についてです。25％は前期高齢者の65～74歳を切り取った高齢化率になります。  ご質問をもう一度お願いできますか。  32年度に帯グラフで26.3％と出ています。この26.3％は図表３の26.3％とリンクしています。26.3％の内訳として、後期高齢者率が51.2％で前期が48.8％です。それを37年度で見た時に、予想される高齢化率は図表３で27.7％です。その27.7％に当たるのが25.0％だと思います。27.7％でないとおかしいのではないかと思います。  27.7％の図表３の14,700人に対して、8,800人が後期高齢者と言っているわけですから、こちらの方が前期よりも圧倒的に多いはずです。それなのに、下の表では後期が少ない数字になっています。これは明らかに理屈が通ってないのではないでしょうか。  確認をしますので少しお時間下さい。  タイトルもこれで良いのかと思っています。  併せて検討致します。  数字は調べて頂いて、タイトルも含めて後ほど回答をお願いします。その間に、他にご質問・ご意見ございますか。  52ページに利用内容と現状がありますが、その文書に「生涯学習センター「ゆとろぎ」を活用し、市民が主体となって展開する学習文化の為の各種講座等を通じて」となっています。  生涯学習センター「ゆとろぎ」の職員も入って、市民の会というのがあります。市民の会の学習分科会など４部会あり、色々な企画を「ゆとろぎ」の事務局に出して承認を得る、或いは教育委員会に出して承認を得るという形を取っています。私も市民の会のメンバーですので、そういう運営方法になっています。  これを見る限りだと、「ゆとろぎ」がやっているというか、「場所を提供している」だと分かりますが、文章的に内容がおかしいのではないかと思います。  「ゆとろぎ」で行われる多くの企画については、芸術鑑賞部会や学習文化部会などという部会が企画を出して、「ゆとろぎ」の職員と一緒に協議します。予算の範囲内で、担当の企画総務部や教育委員会などに提案します。その行為の上に色々な企画が成り立っています。この表現だけだと不足だと思います。  事業の内容については、所管の「ゆとろぎ」に確認しております。委員には、市民の会で企画立案して頂いているということで、こういう意見があったということを、「ゆとろぎ」の総務に伝えて、再度付け加える内容等を精査して、次回提出させて頂きたいと思います。  了解しました。  他に如何でしょうか。  先程の表の中で、もう一つおかしい所があります。図表４の下に、○で「前期高齢化率」と書いてありますが、これは前期が無い高齢化率でないとつじつまが合わないと思います。△は後期高齢化率で良いと思いますが、○は前期を取らないといけないのではないかと思います。  用語の使い方という点で確認致します。  他にご質問ございますか。  14ページ「（２）本市の認定者数は一貫して増加傾向にあり」とあります。平成29年現在では、軽度の認定者が63.7％（1,303人）を占めています。という記載がありますが、この中で実際にサービスを使っている人というのは、どれくらいいらっしゃるのでしょうか。住宅改修のみの人だけでも結構ですので割合を教えて下さい。  すぐに数字は出ますか。  29年現在というのは、１月～10月くらいを指しているのでしょうか。併せて教えて下さい。  見える化の反映は、平成２９年８月末までの数字が入っています。  ８月末で1,303人の認定者数がいるということですね。  はい。  何パーセントの人がサービスを活用されたのか、もし分かれば教えて下さい。  そこまでの細かい数字を現在持っていませんので、後日改めて回答したいと思います。  軽度になればなるほど、利用率が少ないということで出ています。数字は次回にお願い致します。他に質問ございますか。  ニーズ調査の事で２点あります。  １点は、前から申し上げていたのですが、介護予防日常生活圏域ニーズ調査の内訳で、要支援１、２の人、チェックリストの人、それ以外の人もいるかもしれませんが、その内訳をいずれ出して頂けると聞いておりましたが、どうなっているのか教えて下さい。  もう１点は、在宅介護実態調査の一番下の②で、鍵カッコの２つの課題を本計画に反映するとなっていたと思います。とても大事な所だと思いますが、具体的にどうやって、この計画の中に書き込まれているのか読み取れません。その２点をお願いします。  事務局お願いします。  介護予防日常生活圏域の調査ですが、調査を出した人数については、今手元にございませんが、終わりまでに回答させて頂きます。  もう１点は、ジャパン総研から説明させて頂きます。  在宅介護実態調査をどこに反映させたという事ですが、今回各会議の中ではお示ししておりませんが、在宅介護実態調査については、国が吸い上げを行ないまして、在宅介護に関わる国が掲げている目標数値を都道府県毎に按分した数値、更に都道府県が含む保険者に按分した数字を出す上で、在宅介護実態調査が全国的に活用されております。  それがこの計画書の中で、施策或いは事業として、はっきりと見える所はございません。場合によっては、包括的支援事業や任意事業の中の家族介護支援に、そういったニュアンスのものが含まれてくると思いますが、国が数値を出した上で、その数字というのは本日の資料の各論Ⅱのサービス等見込み量に数字があると思います。この数値を出す時に、東京都或いは国から在宅介護実態調査の部分を含めて、数値を調整するように算式が示されています。  それが各論Ⅱの資料にも反映されています。施策としては包括的支援事業になります。数量としては溶け込んでしまっていますが、国の事項に従って行われています。  素案の中でどこと言われると、なかなかお答えしにくいのですが、策定の工程の中で活用されています。  宜しいでしょうか。他にはございますか。  ８ページに地域ケア会議がありますが、個別の特定の名前は結構ですので、メンバーはどこから来て頂いているのか、いくつあって、何人ぐらいの人が会議に出席しているのか。年に何回か、月に何回か、開催の状況が知りたいです。  前回もお話頂きましたが、事務局ご説明頂けますか。  地域ケア会議は何段階かに分けて開催しております。その中で個別の事例を検討する個別ケア会議は、毎月１回、地域包括支援センターで開催しております。  メンバーについては、事例提出者、当事者、ご家族です。アドバイザーとして、医師・社会福祉士、理学療法士、言語聴覚士・主任介護支援専門員の資格をお持ちの人にご参加頂いております。  他にございますか。  地域ケア会議の件ですが、この中には「地域課題の把握や、問題解決を行なうと共に生活課題を明らかにし」と記載がございます。羽村市の地域課題として挙がっているものがあれば教えて下さい。  現状では、個別ケア会議の事例を積み重ねて、そこから挙がってくる事を抽出している段階です。小地域会議という小学校区を中心にして、その地域での課題を把握していくような会議の予定をしておりますが、まだ小地域会議、小学校区単位での地域的課題を把握するところまで進んでいる状況ではございません。  個別ケア会議で、支援が困難化する状況として、必ずしも要介護度が重い・軽いに関らず、むしろ周囲の支援をして頂く人の状況等が関係している事が、多いというようなことは聞いております。  宜しいですか。他にございますか。  ニーズ調査ですが、1,200人にアンケートを配布致しまして、一般の65歳以上の人は950人です。要支援も含めた総合事業対象者が250人となっております。  質問の意味が違うと思うのですが、その人数毎のデータを示してもらうという事になっていたと思います。トータルの860人のデータは出ていますが、要支援１、２の人だったら、どれくらいの数字になるのか等、それを示して欲しいということです。  回答になっていないかもしれませんが、１回目にニーズ調査の結果をお出ししたと思います。それぞれの３つの区域に分けてお出ししましたが、あまり差が無いということを審議会でお話させて頂きました。16、17ページにあるようなリスクの割合でお示し出来ればと思います。  ３つというのは３地域のお話で、それはそれで意味があると思います。それとは別に、要支援１、２の人やチェックリストの人によって数字が少し変わるのではないかと思っています。その数値を教えて頂きたいです。２回目くらいで862人のアンケート調査の結果は出ていたと思います。それの内訳を知りたいと申し上げていたつもりです。  今、国のアップデートが終わった所でして、国が終わりましたら「見える化」に反映出来ると思いますので、その段階でお示ししたいと思います。  最後に出して頂ければ結構です。  一番初めのご質問の10ページの図表４でございます。地域高齢化率の記載・考え方がおかしいのではないかというご質問ですが、ご指摘の通りでございまして、この下の図表４の○の折れ線グラフは、前期高齢化率でなくて、高齢化率のグラフになってしまっておりますので、本当の数字は前期高齢化率では、65～74歳までの高齢者人口数の全人口に対する割合になりますので、誤りのない数値に訂正し、記入させて頂きたいと思います。宜しくお願い致します。  その他ご意見ございますか。  9ページの図表２ですが、図表１が総人口の推移が抽出して並んでいますが、下の表も総人口の推移、長期総合計画でも人口が比例していく状況が記載されていますが、載せた方が良いと思います。比率だけは少子高齢化ということは、この数字で見えるのですが、総人口も徐々に減っていくという予想があるので、それに対して何パーセントという表示にした方が、見る人にとってはより分かりやすいと思います。  それはご意見ということで宜しいでしょうか。その他ご意見ございますか。宜しいでしょうか。  各論Ⅱに進ませて頂きます。事務局から説明をお願い致します。  （説明）  ありがとうございます。それでは皆様からのご意見・ご質問を頂きたいと思います。如何でしょうか。  140ページの下の図に「ケアプラン点検」がありますが、とても重要だと思います。  ケアプランの点検が、綿密に行なっていれば、早期に色々な事が出来たのではないかと思います。  単純に行政が検査・点検を行うのではなくて、利用者や家族に必ずこういう検査をして、こういう資料が出ましたが、間違えがないかと確認して欲しいです。そうしないと、一方的に業者の言っていることを鵜呑みにして受け入れていたら、非常にいい加減な事が行っているという危惧がありますので、そのことを申し上げておきたいと思います。  個別の内容についての説明は、控えさせて頂きたいと思います。ご意見として伺っていきたいと思います。  ケアプラン点検については、ケアマネジャーの皆様が作成しているケアプランをことごとく点検するという趣旨ではございません。  あくまでも、その中から何点かどなたかのケアマネジャーに資料を提出して頂きまして、それを検証する中で、今後より良いケアプランを作って頂くようなお互いに指摘をしあうというような、そういった事業を集団指導等の場で周知をし、適正なケアプランの点検に向けた取組みを進めるという趣旨でございます。そういった形でこの事業を進めて行きたいと考えております。  分かりましたが、行政の担当部署が検査や資料の提出等を求めていません。入所者や利用者に対して、こういったものを受けたとか、こういった資料の体裁で間違えないかという確認をして頂きたいと、申し上げておきたいです。  ご意見ということです。ケアプラン点検については、他の自治体でもやられています。審議会委員にケアマネジャーもいらっしゃいます。ケアマネジャーに適正なケアプランを作って頂くことは当然必要なことですので、色々な形で、市や保険者がチェックをすることは必要だと思いますので、是非とも進めて頂きたいと思います。  他にございますか。  準備基金取り崩しがありますが、準備基金についてあまり説明を聞いた覚えがないので、説明して頂きたいです。また、それが市として、どれくらい基金があるのかの説明もお願いします。  介護保険準備基金ですが、介護保険料を頂きまして介護給付・地域支援事業基金に充当致します。その中で事業の変更等で、見込んだサービス量の給付がなかった等の事情によりまして、使われない部分が出てきます。その部分は介護保険事業に使う為に頂いた財源でございますので、今後の介護給付または地域支援事業に使う為に基金として積み立てをしているものでございます。  金額は今年度末、第４期末の見込で２億4,000万円程の基金の積み立てがあるものと見込んでいます。  この前、28年度の決算数字が広報に載っていました、確か30億何千万円でした。28年度の予算枠が31億円だったと思いますが、その差額が基金として積み上がるという考えで宜しいですか。  余剰金繰越金で法定負担割合を算出して、市の負担分については市の一般会計に戻します。国や都の負担分については、国や都に返還致します。介護保険料から頂いた部分については、基金に積み立てをするということになっています。  他にございますか。  先程ご質問させて頂いた、軽度の人が何人サービスを活用されているのかということを、なぜ質問したのか追加させて頂きます。  第６期の資産の審査支払手数料が794万円あります。私共も認定調査の委託を受けていて、申請をした人で何もサービスを使わない人が割合多いと思いました。そういう人が申請をしてはいけないということではないですが、窓口で聞いていらっしゃると思いますが、そういうことを繋げていくと、その分下がっていくと感じました。それで何人いらっしゃるのか教えて頂きたかったのです。  追加ですが、審査会で結果が出るのが遅いと感じます。ケアプラン作成の２週間前に結果が分かると、次の調整もしやすいと思います。それで何人いらっしゃるのかとお尋ねしました。  事務局でお答えできるところがあればお願いします。  窓口の説明では、念のためにとか、必要になった時にすぐに利用したいからという理由で、申請される人も多くいらっしゃいます。現時点では早急には必要ないが、何かあった時にすぐに使いたいからという理由で申請される人についても、調査の時には「すぐには利用する予定はないです。」とおっしゃる人もいると思います。  審査会に要するまでの期間ですが、認定調査までの期間や趣旨意見書の返送までの期間など、書類が整ってから確認をして審査会にかけていきます。審査会の資料も審査会の会議１週間前に配布する関係もありますので、書類が揃ってから２週間くらいはかかってしまっているのが現状です。  宜しいですか。市としては、抑制という言い方はよくないかもしれませんが、窓口で申請をすれば受けるということですね。  現状としてはそうですが、総合事業も始まっておりますので、総合事業で対応出来る人については、そちらもご案内をしています。  介護保険の事業所に対しては、色々な形で集団指導など、きちんと指導をされていると思いますが、最近ニュースで殺人事件になっているような報道がされていますが、有料老人ホームが多いと思います。市内でも色々老人ホームがありますし、一般的に事業所への指導の仕方については、介護保険法の中でやられていると思いますが、その事件にならないような形の指導ととして、もっとして欲しいと思います。  市としても指導の仕方の計画を立ててやられていると思いますが、その辺の実情を教えて頂ければと思います。  事業所に対する指導については、市の内部で社会福祉課に、指導係が新設されました。そちらに一部、二部移管を行いまして実施している状況です。実地指導という事で、施設に伺って内容等を確認させて頂き、改善を要する場合には改善をお願いするという指導の仕方を、年間５事業所ずつ行っています。指定の更新までの間には、１度は指導に伺うようなスケジュールで行っています。  事後報告等の部分で、適宜の対応が必要な場合は実地指導という事で訪問して指導させて頂くことと、状況によっては監査という手法に切り替えて更に対応していくことも随時行っております。  その他に市役所にお越し頂いて、様々な事業に対するご説明を担当からして頂く集団指導・研修会等のサービスを提供して頂けるように市として対応しております。  他にございますか。  138ページの所得段階については、第6期の審議会の時は、案をご提示頂いて、審議した記憶がありますが、今回についてはどのような形になるのでしょうか。会議は次回が最終ということですが。  138ページの所得段階の設定については、現段階では空欄になっておりますが、基本的には現在の設定と変えることなく、同じような設定で考えております。国の設定と致しましては第９段階までございまして、第５段階までは国の施行令で所得区分が決められ、「基準額×○%」という基準額に対する割合について、国では標準を指定してございます。  第６段階以降については、所得区分の段階が分かれる境目と、基準額に対する割合は市が定めまして、第９段階まで設定することとされております。更に第９段階以降は更に細分化が出来るような規程になっております。  羽村市としては、前回の第６期の会計作業におきまして、第13段階の設定とし、その部分については市が決定をしております。  第７期におきましても、所得段階の標準のところが記載がないので分かりづらいですが、第７、８段階は190万円で分かれておりますが、それを200万円にする等で、受入れの標準を変更している部分もございますので、それに沿った形で変更しつつ、基本的には第６期の形を踏襲するというように考えております。  市はそう考えておられますが、最終的に細かい判断は、前回のように審議会で協議するということですか。  審議会としては、方針という事でご意見・答申を頂き、それを受けて実際の決定は、市でさせて頂くという形になります。  今のお話ですと、第７期は決まっている感じで選択肢が提示されていないという気がします。前回までは、市からいくつかの案が提示されて、どれでいきますかとありましたが、今回は次回の委員会だけで決定するのですか。  第５～６期に移る際には、所得段階の区分の仕方に変更がございましたので、その部分をどうしようかということで、審議会にも案をお示ししてお図りした経緯があります。今回については、区分の仕方自体には国でも変更はございませんので、それを踏襲するという事で考えております。  分かりました。第７期は、第６期を踏襲するということですね。第７期の第１～３段階まではどういう人達なのか、この場で皆様に確認して頂くことが出来ますね。第６期は具体的に書いてありますので、お配りした方が良いと思います。  第６期の現行計画をお持ちでしょうか。125ページに現在の所得段階毎の対象者の基準額に対する割合の記載がございます。基準額についは、第５段階が標準になっております。ここが54,000円、月額で4,500円になっています。ここは標準額が変わります。保険料の年額・月額については、それに合わせて変動が起こります。対象者は基本的に125ページに記載された内容を踏襲したいと考えております。  ただ、第８段階に190万円以上と記載がありますが、200万円以上になります。第９段階に290万円以上と記載がありますが、300万円になります。これは国から示された基準書の金額の係数になっておりますので、そのように変更することを考えております。  現行計画125ページをご覧頂きながら、ご意見頂けたらと思います。  第６期の基準額の第５段階というのが、市民の50％をちょっとオーバーするくらいで第５段階が引かれています。第６段階の上の人がいるので、だいたい半分で区切られているようです。  基準額の考え方として、だいたい真ん中を基準額にするという考え方があると思っています。そうなると、今回の新しい13段階の中でその構成比がそれぞれの段階毎にどれくらいになっているのか。この段階で本当はお示し頂かないと、基準額が第５段階で良いのかも含めて、審議会として議論しなくてはいけないのではないかと思います。その点でいうと、今のご意見の通り、この場で一定程度のパーセントや構成比等はお示し頂くのが筋ではないかと思います。  平成29年10月１日現在で、それぞれの段階に属している人数が記載された資料がございますので、総数から割合が出てまいります。まだ計算しておりませんが、その割合でしたらご用意出来ます。  大まかな数字で良いと思います。  分かる範囲で出して頂いた方が考えやすいと思います。次回の所得段階の保険料をどうするかは、いくつかの選択肢を提出するのですか。それともこれで行きたいのだけど、どうかということですか。  推計している割合がございますので、お示ししたいと思います。  次回にお示し致します各段階別の保険料額については、今申し上げました通り、区分の仕方自体は現行計画を踏襲する考え方ですので、お示しするものについては、１種類になると考えています。  その場合に、理由をきちんと説明して頂けるわけですね。  審議会で、ここは少しまずいということがあったら、どういう対応をするのですか。会議はあと１回しかないので、そこで決めなければいけないのですよね。  ある程度考える時間を頂かないと、適切な判断が出来ません。  その場での対応が難しいような場合は、審議会という形では開催することが困難かもしれませんが、会長・副会長との協議になるか分かりませんが、答申までの間に別途お示しさせて頂く方法もあると考えております。  推計している第７期の段階別の構成割合です。第１段階が15.5％、第２段階が5.5％、第３段階が5.6％、第４段階が15.3％、第５段階が12.5％、第６段階が12.2％、第７段階が15.6％、第８段階が9.5％、第９段階が3.8％、第10段階が2.2％、第11段階が0.8％、第12段階が0.5％、第13段階が1.4％になります。  第６期と違ってくるのは第８段階ですか。  第８段階が200万円で、第９段階が300万円になります。  他のところは変わらないのですか。  変わりません。  補足です。保険料の設定は報酬改定の状況も考えながら、最終決定は来年の報酬改定が示される１月もしくは２月になります。その時点で市として決定させて頂きたいと思いますので、審議会では現状での所得段階別の構成の考え方等にご意見を頂くことになります。  保険料自体の最終決定は答申後となります。前回の審議会等でもご了解を頂いた上で進めておりますので、宜しくお願い致します。  他にございますか。  127ページに「東京都介護施設適正化計画」があります。これについての経過などお願い出来ますか。  事務局如何ですか。  確認して、ございましたらご提供致します。  お願い致します。  他にございますか。色々、ご質問・ご意見を出して頂きましたが、また次回に出して頂く資料等もあります。  他にご質問が無ければ議事は終了して、その他ということで、事務局からお願い致します。  事務局からは今後のスケジュールです。最後になる第７回審議会は12月12日（火）です。その後、12月27日（水）審議会の代表者であります会長と副会長に答申して頂く予定です。この場をお借りしましてご報告させて頂きますので、宜しくお願い致します。  夜遅くまでご協力ありがとうございました。  以上を持ちまして審議会は閉会致します。  以上 |